

青色申告を始めましょう！

- ・ 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- ・ なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした**収入保険制度の導入**が決定されました。(詳しくは次ページ参照)

青色申告の主なメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

○損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

※青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。
正規の簿記は、複式簿記です。簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合
毎年3月15日までに
最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」
を提出する必要があります。

具体的な仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、**青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。**なお、**その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく**等の措置が検討されています。

○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

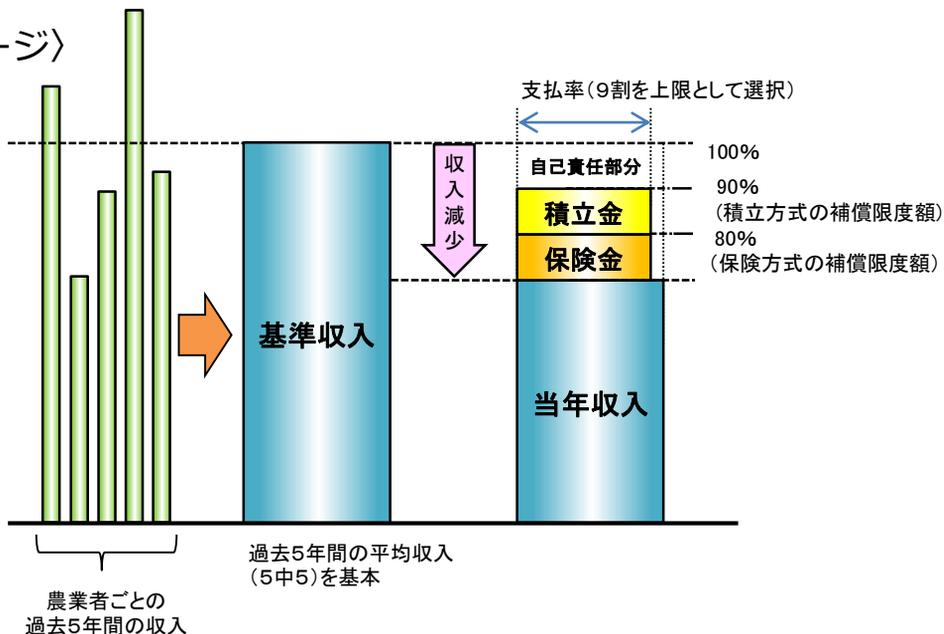
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかを選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。

※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

〈補填のイメージ〉



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

保険料・積立金・補償額の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合

農業者に用意いただくお金

保険料は、7.2万円

積立金は、22.5万円

合計 29.7万円

補填金額

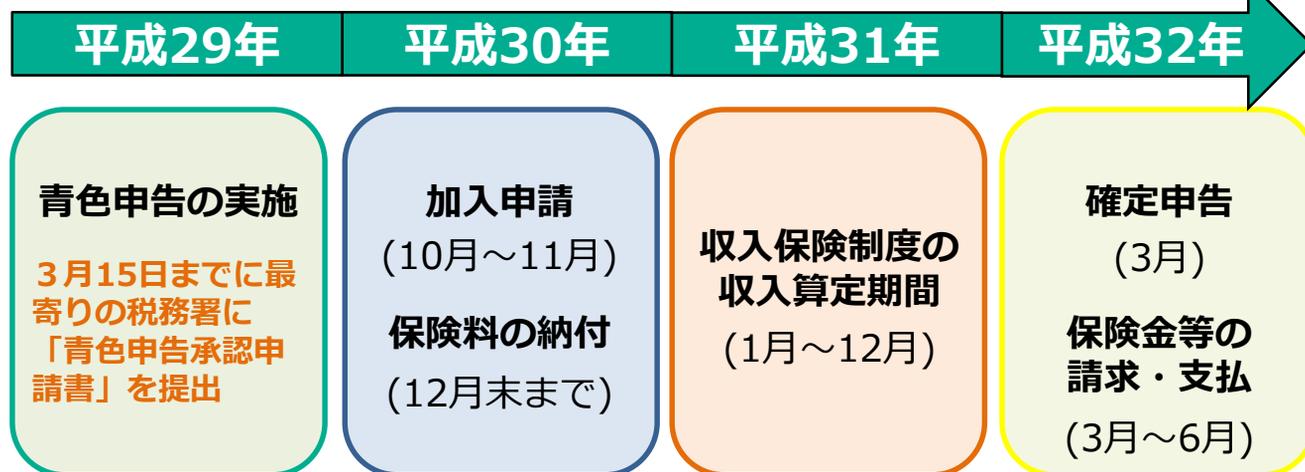
| 収入減少の程度 (当年収入) | 補填金の合計 | 補填金の内訳 | | 補填金を含めた 当年収入 (対基準収入) |
|-------------------|--------|--------|------|----------------------------|
| | | 保険金 | 積立金 | |
| 30%(700万円) | 180万円 | 90万円 | 90万円 | 880万円(88%) |
| 50%(500万円) | 360万円 | 270万円 | 90万円 | 860万円(86%) |
| 100%(0万円) | 810万円 | 720万円 | 90万円 | 810万円(81%) |

(参考) 保険料・積立金の計算方法

- 保険料
= 基準収入 × 補償限度 (0.8を上限に選択) × 支払率 (0.9を上限に選択) × 保険料率 (1%)
- 積立金
= 基準収入 × 積立幅 (1割) × 支払率 (0.9を上限に選択) × 1/4

加入・支払等のスケジュール (平成30年秋 加入申請開始を想定)

(個人の場合のイメージ)



- **平成29年分の青色申告を行うには平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。**

収入保険制度

または 農業共済

へ加入しましょう！

「備えあれば憂いなし」の農業経営実現のためには、
収入保険制度または**農業共済**への加入が大切です。



お問合せ先

●収入保険制度や農業共済について

※収入保険制度は**NOSA I 団体が新しく設立する全国組織**が実施する予定です。

本 所：☎0463-94-3211(代)

〒259-1141伊勢原市上粕屋43-2

東部支所：☎045-392-0038

〒241-0825横浜市旭区中希望が丘108-16（山和ビル3階）

西部支所：☎0465-82-0138

〒258-0021足柄上郡開成町吉田島2489-2(神奈川県足柄上合同庁舎第2別館3階)

北部支所：☎042-784-8500

〒220-0207相模原市緑区中野1681-1(相模原西メディカルセンター内)

●青色申告について

書類の整理や帳簿の作成など、青色申告に関するご質問・ご相談は、
お近くの税務署またはJA、農業会議等へお問合せください。



<http://www.nosai.or.jp/>